

いま、企業ができる 過重労働を防止し生産性の低下を 防ぐ取組とは

過労死や過重労働が深刻な社会問題となり、平成26年には過労死防止法が施行されました。しかし、平成28年度の過労死等の労災支給決定件数（死亡・自殺等）は191件と高止まりしています。過重労働は、過労死等の原因となり、「社員を疲弊させ労働意欲や生産性が低下する」、「一旦労働災害や賠償請求の対象になると、社会的信用を失う」などの様々な経営上のリスクを発生させるため、企業にとって対応は喫緊の課題です。

そこで、本セミナーでは、医療と法律の両面から過重労働を防止するために必要な知識や対処法を取組方法や事例を踏まえて解説します。

日	時間	テーマ	講師
平成30年 3月15日 (木)	18:30 ～ 20:30	過重労働の現状と防止の取組 ①過重労働の現状と心身に与える影響 ②生産性を低下させない取組事例 ③過重労働防止のための取組方法 (衛生委員会、面談、ストレスチェック等)	株式会社 IHI 専属産業医 砂田健一氏
平成30年 3月20日 (火)	18:30 ～ 20:30	過労死等の法的現状と防止対策 ①過労死等防止対策推進法の施行で何が変わったか？ ②過労死等の現状と判例ポイント ③過労死等防止のための法的知識と対処法	弁護士 篠原靖征氏

【ご注意】天災等による交通機関の運行の影響により、セミナーの開催を中止又は延期することがあります。

- ◆受講料：無料
- ◆定員：100名
- ◆対象：使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方
- ◆会場：東京しごとセンター地下講堂
(〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3)
- ◆申込み方法：

- ①電話・FAX申込みの方
東京都労働相談情報センター事業普及課普及担当
電話：03(5211)2209
FAX：03(5211)3270（裏面申込書）

- ②HP申込みの方 TOKYO はたらくネット(<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp>)



主催：  東京都労働相談情報センター

～公正な採用選考のために～東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細は、<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp> をご覧ください。

いま、企業ができる過重労働を防止し
生産性の低下を防ぐ取組とは
電話 03-5211-2209
FAX 03-5211-3270

- ◆ FAXで申込みの方は下記にご記入のうえ送信してください。折り返しFAXで受講番号をお知らせいたします。(太枠内のみ記入)
- ◆ お申込みをされてから、1週間以内に受講番号の連絡がない場合は、お手数ですが、当所普及係にお問い合わせください。

FAX 番号		電話番号	
(ふりがな)	受講希望日 (○印)		受講番号 (当所記入)
受講希望者氏名	3/15 (木)	3/20 (火)	

- ◆ 天災等による交通機関の運行の影響により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。
- ◆ ご記入いただいた個人情報は本セミナー実施業務以外には使用いたしません。
- ◆ 当日、会場受付で受講番号とお名前をお申し出ください。

<会場案内>

飯田橋駅から

「東口」徒歩7分 都営地下鉄大江戸線・
東京メトロ有楽町線・南北線「A出口」徒歩7分
東京メトロ東西線「A5出口」徒歩6分



《受付処理欄》

お申込みいただき、ありがとうございました。

月 日 () 受付いたしました。

あなたの受講番号は上記のとおりです。
東京都労働相談情報センター事業普及課普及担当

ご不明な点は下記にお問い合わせください。
TEL 03-5211-2209